

合意書

(以下、乙という)と配偶者 (以下、甲)は、当事者間の未成年の子 (平成 年 月 日生、以下、丙という)と乙の面接交渉について、下記のとおり合意確認する。

記

第一条 甲と乙は、丙との面接交渉に合意し、NPO びじっと・離婚と子ども問題支援センター(以下、第三機関という)作成の合意書に各自署名押印した。その届出を第三機関に提出し、第三機関により受理された時点において第三機関による乙と丙の面接交渉(第三機関のいうところの面会交流にあたる)支援を受けることとする。

第二条 甲と乙は、丙の福祉に慎重に配慮し、面接交渉の具体的日時、場所および方法については、第三機関の事前面接を受け、その助言と助力の下に双方で協議して定めるものとする。

第三条 乙は第三機関との間の取り決めごとに違反し、第三者機関の信頼を著しく失わせた場合、第三機関が定める罰金を支払うものとする。

以上

甲

印

乙

印

平成 年 月 日受理
担当

NPO びじっと・離婚と子ども問題支援センター